【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年５月13日
【報告者の名称】	株式会社Ｐ＆Ｐホールディングス
【報告者の所在地】	東京都新宿区新宿三丁目27番４号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目27番４号
【電話番号】	(03)3359-2744
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　瀬畑　努
【縦覧に供する場所】	株式会社Ｐ＆Ｐホールディングス （東京都新宿区新宿三丁目27番４号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

(注１)　本書中の「当社」とは、株式会社Ｐ＆Ｐホールディングスをいいます。
(注２)　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
(注３)　本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
(注４)　本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

１　【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名　称　　テンプスタッフ株式会社
所在地　　東京都渋谷区代々木二丁目１番１号

２　【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式　　１株につき、504円
(2) 新株予約権
① 当社を株式移転設立完全親会社とする平成24年10月１日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第５回新株予約権に代わるものとして平成24年10月１日に交付された第１回新株予約権(以下「第１回新株予約権」といいます。)
１個につき、30,400円
② 当社を株式移転設立完全親会社とする平成24年10月１日に実施された単独株式移転に際して、株式移転完全子会社の第６回新株予約権に代わるものとして平成24年10月１日に交付された第２回新株予約権(以下「第２回新株予約権」といい、第１回新株予約権と第２回新株予約権を併せて「本新株予約権」といいます。)
１個につき、50,300円

３　【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 当該公開買付けに関する意見の内容
当社は、平成27年５月12日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、テンプスタッフ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び新株予約権者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。
なお、上記取締役会決議は、下記「(3) ⑤　当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
① 本公開買付けの概要
当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成27年５月12日に開催された公開買付者の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場(以下「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。)に上場している当社株式及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。
本公開買付けにおいては、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する当社の議決権数が３分の２以上となるよう買付予定数の下限を7,264,600株(注１)(注２)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていないため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,264,600株)以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。
なお、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式を所有しておりませんが、平成27年５月12日に、当社の代表取締役社長である山室正之氏との間で、本公開買付けによらずに、山室正之氏が所有する当社株式100株を、公開買付者が本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に(株式譲渡の効力発生日は平成27年５月20日を目途とする日)本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)により買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しているとのことです。

（注１）　当社の議決権数は、当社が平成27年５月12日に提出した平成27年３月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社平成27年３月期決算短信」といいます。)に記載された平成27年３月31日現在の発行済株式総数(10,963,000株)から、当社平成27年３月期決算短信に記載された平成27年３月31日現在の自己株式数(187,200株)を控除した数(10,775,800株)に、当社が平成26年６月30日に提出した第２期有価証券報告書に記載された平成26年３月31日現在の本新株予約権の目的となる株式の数(第１回新株予約権の目的となる株式の数92,800株及び第２回新株予約権の目的となる株式の数54,100株)の合計数(146,900株)から、平成26年４月１日から平成27年３月31日までに行使された又は失効した本新株予約権257個(第１回新株予約権257個)の目的となる株式の数(25,700株)を控除した数(121,200株)を加算した数(10,897,000株)に係る議決権数(108,970個)としているとのことです。

（注２）　買付予定数の下限は、上記(注１)の議決権数(108,970個)に３分の２を乗じた数(小数点以下切上げ)(72,647個)に100株を乗じた数(7,264,700株)から、公開買付者が平成27年５月20日を目途として取得する予定の当社株式の数(100株)を控除した数(7,264,600株)とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている各手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです(以下、本公開買付け及び本完全子会社化手続を併せて「本取引」といいます。)。

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(2,819,800株、株式所有割合(注３)25.88%)、山室正之氏の親族であり当社の第三位株主である山室かおる氏(525,200株、株式所有割合4.82%)、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、当社の第二位株主である株式会社ワイ・リンク(以下「ワイ・リンク」といいます。)(2,716,000株、株式所有割合24.92%)との間で、平成27年５月12日付で本公開買付けへの応募に関する契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しており、山室正之氏、山室かおる氏及びワイ・リンク(以下「応募予定株主」と総称します。)が所有する当社株式の全て(合計6,060,900株(山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに公開買付者に譲渡する予定の当社株式100株を除いております。)、株式所有割合55.62%)について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。なお、山室正之氏は、第２回新株予約権385個(目的となる株式の数38,500株、株式所有割合0.35%)を所有しておりますが、その全てを権利行使した上で普通株式として本公開買付けに応募する旨を本応募契約の中で合意しているとのことです。

（注３）　株式所有割合は、(注１)に記載した当社の議決権数(108,970個)を分母にして算出した議決権の比率(小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様です。)とのことです。以下同じです。

②　本公開買付けが実施されるに至った背景

当社は、昭和62年１月に各メーカーの多様化する商品群の販売促進活動を支援することを目的に株式会社ピーアンドピーとして設立され、平成24年10月に同社が単独株式移転を実施することにより同社の完全親会社となりました。現在、当社グループは、当社及び子会社６社(非連結子会社１社を含みます。)で構成され(以下、当社及び子会社６社を総称して「当社グループ」といいます。)、「私たちは、生活者と企業の間を円滑にするサービスを提供し、すべての人の豊かさ向上に貢献します」を経営理念とし、生活者の皆様と企業の皆様の架け橋となり、すべての皆様の豊かさの向上に貢献する企業グループを目指すべく、以下の４つの事業を柱として全国規模で事業を展開しています。

ＳＰＯサービス事業(セールス・プロセス・アウトソーシングサービス)

放送・通信キャリア・一般消費財メーカー等を中心に販売支援・営業支援に係るサービスを提供しております。

ＢＹＳサービス事業(バックヤード・サポートサービス)

小売店舗・倉庫の商品棚卸代行業務、販売プロセスのバックヤード作業支援(商品の仕分け・梱包)等のサービスを提供しております。

ＨＲサービス事業(ヒューマン・リソースサービス)

オフィスシーン向け人材派遣・コールセンター業務請負、人材紹介等のサービスを提供しております。

その他の事業

Ｗｅｂを使った新しい販促プロモーションサイト「もにったー」や成果報酬型求人サイト「おいしい仕事」等を提供しております。

当社は、昨今の人材サービス業界、特に、当社が主力とする販売・営業支援事業を取り巻く事業環境について、生活者のライフスタイルの変化及び需要の多様化により、製品ライフサイクルの短期化とサービスメニューの多様化が進んでおり、当社の顧客であるメーカーや小売店等の企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化し、こうした傾向は今後も加速していくものと考えております。そうした中で、当社が今後一層の成長を目指すには、競合他社との一層の差別化とコスト競争力を備える必要があり、具体的には、以下の点が当社の課題であると認識しております。

(ｉ) 営業面

- 顧客企業が求める販売・営業活動が高度化かつ複雑化している状況に対応するため、当社が提供する販売・営業支援事業のサービスについても一層の向上が必要となること
- 新規商材や新規業界の開拓への取組み及び既存商材とのシナジー効果を創出するため、販売・営業支援領域に限らない顧客との接点を増やす必要があること

(ii) 人材採用面

- 少子高齢化により、当社が採用する派遣労働者の中心的な年齢層である若年層の人口が減少しており、今後はシニア層や主婦層等の多様な人材を活用する必要があること
- アベノミクス効果や政府による金融緩和を背景として企業業績が回復傾向にある中、顧客企業から求められる人材像は高度化かつ複雑化し、当社における派遣労働者の採用期間もタイト化する中で、派遣労働者の安定的な確保と教育・研修体制の強化が必要となっていること

(iii) 管理面

- 派遣労働者の採用コストや社会保険料等の上昇により、粗利率の確保が喫緊の課題であり、従来の利益率を確保するためにはより一層のスケールメリットを活かした販管費削減策の実行が必要であること

一方、公開買付者は、事務処理サービス請負業を目的として昭和48年５月に設立され、平成20年10月１日に、公開買付者及びピープルスタッフ株式会社(現：テンプスタッフ・ピープル株式会社)が、株式移転の手法により共同持株会社であるテンプホールディングス株式会社(以下「テンプホールディングス」といいます。)を設立し、現在、公開買付者はテンプホールディングス並びにその子会社及び関連会社(以下「公開買付者グループ」と総称します。)の中核企業として、国内における人材派遣及びアウトソーシング(業務委託)事業を展開しております。

公開買付者グループは、人材にまつわる様々なビジネスを提供する総合人材サービスを主たる事業としており、「雇用の創造」「人々の成長」「社会貢献」を経営理念に掲げ、柔軟な労働市場の形成への要請に応え、雇用形態にかかわらない多元的な人材活用や、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動、仕事と子育ての両立支援など、働き方の多様な選択肢の提供を通じて、雇用の流動化と安定化の実現を目指しているとのことです。

体制面においては、グループ経営の効率化と経営資源の最適配分を目指すべくマネジメントラインを再設計した従前の「派遣」「BPO」「ITO」「エンジニアリング」「メディア」「キャリア」「NED」の７つのセグメント体制を、平成28年３月期から、更なるセグメント機能の充実と関連する事業の連携強化を図るため、「派遣・BPO」「ITO」「エンジニアリング」「リクルーティング」の４つのセグメントへ移行し、各セグメントにおける戦略立案機能及び推進力の強化、グループ全体を統括する機能別役割や責任の明確化を図り、変化の早い事業環境に対する機動的な経営判断を実現し、各事業における成長速度の引き上げを目指していく方針とのことです。以上を踏まえ、公開買付者グループはこれからも「はたらく歓びを、いっしょにつくる」というスローガンの下、創業以来のノウハウと経験を活かし、企業の発展を支える最適なパートナーとして、また、働きたいと願うすべての方々に「はたらく歓び」が実感できる就業機会を提供することで、社会から必要とされる社会的なインフラとしての人材サービスを目指していくとのことです。

公開買付者グループは、人材サービス業界を取り巻く環境は、企業における人材活用の変化や働く人々の就業意識の変化を受けて、社会構造の変遷とともに変化しており、現在は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、労働形態の多様化・非正規雇用の増加、30～40代女性における労働力率の低さ、産業構造の変化による労働のミスマッチなどの構造的な問題に、法律や規制の改定・変更、日系企業の海外進出に伴うグローバル人材の獲得競争の激化と海外就職希望者の増加などの変化が加わることで、業界を取り巻く環境は、今後も大きく変わろうとしているとの認識を有しているとのことです。

テンプホールディングスは、このような環境認識の下、平成26年11月から当社の代表取締役社長であり、筆頭株主である山室正之氏との間で、今後の人材サービス業界及び両社の在り方について意見交換を実施する中で、上述のような人材サービス業界における諸問題に対処し企業価値向上を目指していくためには、当社株式を取得し当社をグループ会社化した上で、両社が有する経営資源及びノウハウを結集することが、両社の更なる成長に寄与するとの考えに至ったとのことであり、当社は平成26年12月12日にテンプホールディングスより当社株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向の表明を受けました。当社は、かかる意向の表明を受けて以降、事務系領域に強みを持つ公開買付者グループは、販売・営業領域に強みを持つ当社グループとの間で互いに強みを持つ事業領域の重複が少なく、相互補完的な関係を構築することが可能な相手先であることに加え、人材サービス業界の大手企業として有する派遣労働者の募集・管理システムや多種多様な業界に亘る顧客ネットワーク、多数のＭ＆Ａを通じて蓄積された経営管理ノウハウ、及び業界に精通した豊富なマネジメント層のように、当社の課題解決に資する経営資源を数多く有しており、公開買付者グループとの取組みにより当社の一層の成長を期待できるとの考えの下、公開買付者グループとの間で、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、当社は、公開買付者グループと当社が資本関係を構築することで、当社においては、公開買付者グループが保有する経営資源やノウハウを活用することにより、当社の更なる企業価値の向上が期待できること、公開買付者グループにおいては、サービスラインナップの更なる強化、顧客企業及び求職者に向けたサービス提供体制の拡充に繋がるとの考えに至りました。

また、公開買付者グループにおいては、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略の下で緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる資本提携や親子関係に留まらず、当社が公開買付者の完全子会社となって公開買付者グループの一員として事業経営を行うことが望ましいと判断したとのことであり、当社も、前述の市場環境及び当社課題に対応するにはこれまで以上の経営判断スピードが必要であることに加え、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、当社が公開買付者の完全子会社として両社が強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断し、当社及びテンプホールディングスは、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施の検討に関する基本合意書を平成27年３月17日に締結いたしました。

その後、公開買付者によれば、公開買付者グループは、公開買付者グループによる当社へのデュー・ディリジェンスを経て、当社の完全子会社化に向けた検討を継続していたとのことであり、平成27年４月28日に、公開買付者は当社に、下記「③　当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり最終意向表明書を提出し、さらに、平成27年４月30日に、下記「③　当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載のとおり追加意向表明書を提出したとのことです。他方、公開買付者は平成27年４月27日から、応募予定株主との間でも協議・交渉を続けてきたとのことです。

公開買付者グループは、当社及び応募予定株主とのこれらの協議・交渉を経て、本公開買付けの実施を通じて当社を完全子会社化することが最善の選択であるとの結論に至り、また、公開買付者グループの中でも販売領域の人材派遣を扱うテンプスタッフ株式会社が公開買付者となることが当社とのシナジーを生みやすいとの考えから、テンプスタッフ株式会社を公開買付者とすることが望ましいと判断したとのことであり、公開買付者は、平成27年５月12日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けの実施を決定したとのことです。また、公開買付者は、山室正之氏(2,819,800株、株式所有割合25.88%)、山室かおる氏(525,200株、株式所有割合4.82%)、及びワイ・リンク(2,716,000株、株式所有割合24.92%)との間で、平成27年５月12日付で本応募契約を締結したとのことです。

③　当社取締役会における意思決定に至る過程

当社は、平成27年４月28日付で、公開買付者より、(ⅰ)公開買付者における本取引の目的と想定されるシナジー、(ⅱ)公開買付価格を１株当たり500円とすることを含む本公開買付けに係る諸条件、(ⅲ)本公開買付け成立後の経営体制に係る方針及び(ⅳ)本公開買付け成立後の組織再編等の方針等を記載した最終意向表明書を受領いたしました。かかる最終意向表明書を受け、当社は平成27年４月30日に、公開買付者に対して公開買付価格を１株当たり504円に引き上げるように要請したところ、同日付で公開買付者より、公開買付価格を１株当たり504円とすることを受け入れる旨が記載された追加意向表明書を受領するに至りました。

当社は、公開買付者より受領した最終意向表明書(平成27年４月28日付)及び追加意向表明書(平成27年４月30日付)について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、具体的には以下の観点から、本取引が当社グループの企業価値向上に資する取組みであると判断いたしました。

(ⅰ)　当社グループの強みである販売・営業領域と公開買付者グループの強みである事務系領域の補完により、顧客企業に対するソリューション力の向上が期待できること

(ⅱ)　公開買付者が有する派遣労働者採用に係る募集ノウハウ、人材集客力及び教育・研修体制を活用することで、当社グループの派遣労働者の採用安定化と顧客企業に対するマッチング力の向上が期待できること

(ⅲ)　公開買付者グループの事業規模の中でスケールメリットを追求することができることに加え、公開買付者グループが有する経営管理ノウハウを取り入れ、人材の交流を図ることで、当社グループの一層の経営効率向上が期待できること

また、下記「(3) ①　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、下記「(3) ③　当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、下記「(3) ④　当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載の入手した意見書等を踏まえ、本公開買付価格である１株当たり504円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成27年５月11日の当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における終値339円に対して48.67%、平成27年５月11日までの直近１ヶ月の終値単純平均値332円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同様です。)に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近３ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近６ヶ月の終値単純平均値326円に対して54.60%のプレミアムを加えた金額であること、及び本公開買付価格が当社の第三者算定機関である株式会社レコフ(以下「レコフ」といいます。)より取得した株式価値算定書に示された１株当たりの株式価値の範囲も考慮し、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成27年５月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その保有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第１回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格504円と第１回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額200円の差額である304円に、第１回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である30,400円と決定されており、第２回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格504円と第２回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額１円の差額である503円に、第２回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である50,300円と決定されていることから、当社は、新株予約権者の皆様にも、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記の当社取締役会には、当社の監査役３名(常勤監査役１名、社外監査役２名)全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、当社の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社取締役会の決議の詳細については、下記「(3) ⑤　当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

④　本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている各手続の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです。

なお、公開買付者は、期待されるシナジー効果をできる限り早期に実現するため、必要な施策(例えば、公開買付者の顧客企業に対して、当社のサービスを提供していく等)を当社と協議し速やかに実行していく考えとのことです。当社の経営体制につきましては、当社は、当社取締役会の過半数が公開買付者から派遣される取締役となるよう、平成27年６月26日に開催予定の当社の第３期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、(ⅰ)本公開買付けの成立を停止条件として、当社の定款に定める取締役の員数を13名以内とする旨の定款変更議案を上程すること、(ⅱ)本公開買付けの成立及び(ⅰ)の定款変更議案の承認を停止条件として、公開買付者が指定する取締役候補者７名を当社の取締役に選任する旨の選任議案を上程すること、並びに(ⅲ)本公開買付けの成立及び(ⅰ)の定款変更議案の不承認を停止条件として、公開買付者が指定する取締役候補者４名を当社の取締役に選任する旨の選任議案を上程することを、公開買付者との間で合意する旨を決議しております。当社は、公開買付者との間で、平成27年５月12日付で、かかる合意に関する合意書を締結しております。なお、当該定款変更及び役員選任につきましては、同日別途開示しております適時開示「定款変更(予定)及び取締役の選任(予定)に関するお知らせ」をご参照ください。また、公開買付者は、応募予定株主との間で、本公開買付けの成立を条件として、かかる定款変更議案及び取締役選任議案が本定時株主総会に上程されたときには、応募予定株主が当該議案に対して賛成の議決権行使を行うこと、その他本定時株主総会における全ての議決権を公開買付者の指示に従い行使することを、本応募契約において合意しているとのことです。また、公開買付者によれば、本公開買付けの成立後においては、これらの取締役が当社の経営に関与する予定であるほか、当社の子会社である株式会社ピーアンドピー、株式会社ピーアンドピー・キャリア及び株式会社ピーアンドピー・インベックスについては、それぞれの常勤の代表取締役副社長に公開買付者グループからの出向者が就任する予定とのことです。さらに、本公開買付けの成立後１年間を目途として山室正之氏が引き続き当社の代表取締役に就任することを予定しているとのことです。その他の経営体制については現時点で決定しているものはなく、本公開買付け成立後に、当社及び公開買付者との間で協議・検討してまいります。なお、本書提出日時点において、公開買付者から当社に対する役員の派遣はございません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(株式所有割合25.88%)、山室正之氏の親族であり当社の第三位株主である山室かおる氏(株式所有割合4.82%)、及び山室正之氏の親族がその株式の全てを所有し、山室かおる氏が代表取締役を務めている、当社の第二位株主であるワイ・リンク(株式所有割合24.92%)が公開買付者と本応募契約を締結しており、必ずしも当社の筆頭株主である山室正之氏、第三位株主である山室かおる氏及び第二位株主であるワイ・リンクと当社の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるレコフに対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成27年５月11日付で株式価値算定書を取得しております。なお、レコフは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。また、当社は、レコフから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

レコフは、当社株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を実施しました。

レコフは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「ＤＣＦ法」といいます。)の各手法を用いて、当社株式の価値を算定しています。

レコフが上記各手法に基づき算定した当社株式の１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	326円	～	332円
類似会社比較法	363円	～	613円
ＤＣＦ法	461円	～	605円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日である平成27年５月12日の前営業日である平成27年５月11日を算定基準日として東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の直近６ヶ月終値単純平均値(326円)、直近３ヶ月終値単純平均値(332円)、直近１ヶ月終値単純平均値(332円)を基に当社株式の１株当たりの価値の範囲を、326円～332円と算定しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の１株当たりの価値の範囲を、363円～613円と算定しております。

最後に、ＤＣＦ法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年３月期以降３か年の当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の１株当たりの価値の範囲を、461円～605円と算定しております。また、レコフがＤＣＦ法による算定の際に前提とした当社の将来の財務予測は、本取引を前提として作成されたものではなく、また、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、第１回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格504円と第１回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額200円の差額である304円に、第１回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である30,400円と決定されており、第２回新株予約権の公開買付価格は、本公開買付価格504円と第２回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額１円の差額である503円に、第２回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である50,300円と決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておらず、本新株予約権の買付け等の価格は、レコフが行った当社株式の価値の算定の対象に含まれておりません。

(注) レコフは、上記株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること並びに当社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、レコフに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその子会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、レコフの株式価値算定書は平成27年５月11日現在までの情報と経済条件を前提としたものであり、また算定において使用した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ｉ） 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の決定に当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券株式会社(以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。)に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、ＳＭＢＣ日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

ＳＭＢＣ日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びＤＣＦ法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から平成27年５月12日に当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「ＳＭＢＣ日興証券株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ＳＭＢＣ日興証券株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	332円	～	332円
ＤＣＦ法	471円	～	580円

市場株価法では、平成27年５月11日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における直近１ヶ月終値単純平均値332円、直近３ヶ月終値単純平均値332円をもとに、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を332円から332円と分析しているとのことです。

ＤＣＦ法では、当社の事業計画における収益や投資計画等を踏まえて公開買付者が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、マネジメントインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成28年３月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は、471円から580円と分析しているとのことです。

公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から取得したＳＭＢＣ日興証券株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社及び応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年５月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり504円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である１株当たり504円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年５月11日の当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における終値339円に対して48.67%、平成27年５月11日までの直近１ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近３ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近６ヶ月の終値単純平均値326円に対して54.60%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

また、本書提出日の前営業日である平成27年５月12日の当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における終値340円に対して48.24%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

(ⅱ)　本新株予約権

第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、いずれも本書提出日現在において、すでに行使期間が開始しており、かつ、１株当たりの権利行使価額が本公開買付価格を下回っていること、また、発行要項においてかかる新株予約権を譲渡するには当社の取締役会の承認が必要とされているところ、当社が取締役会にて本公開買付けに対する本新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する決議をしていることから、①第１回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格504円と第１回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額200円の差額である304円に、第１回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である30,400円とし、②第２回新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格504円と第２回新株予約権の当社株式１株当たりの権利行使価額１円の差額である503円に、第２回新株予約権１個当たりの目的となる当社株式の数である100を乗じた金額である50,300円とすることを決定しているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得していないとのことです。

③　当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

④　当社における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手

本公開買付けに係る当社の意見表明は、第三者である公開買付者が、応募予定株主からの当社株式合計6,060,900株(株式所有割合55.62%)の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。また、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続(詳細は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)は、本完全子会社化手続の時点においては公開買付者が支配株主に該当し、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。本公開買付け時点の支配株主と本完全子会社化手続時点の支配株主は異なりますが、当社としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の少数株主と本完全子会社化手続時点の少数株主の皆様にとって、当社株式の全てを取得する本取引の公正性を確保し、利益相反を回避するべく、当社は、平成27年４月中旬に、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役の馬田啓一氏並びに社外監査役の杉山浩氏及び三木敬裕氏に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問いたしました。

上記１名の社外取締役及び２名の社外監査役は、本取引の意義に関する当社の説明、上記「①　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書その他の資料を踏まえ、当社における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の当社の株主及び新株予約権者にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行いました。その結果、(ⅰ)上記「(2) ②　本公開買付けが実施されるに至った背景」及び「(2) ③　当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載の当社が認識する事業環境及び課題並びに当社が公開買付者の完全子会社となることの必要性及び目的、(ⅱ)本公開買付価格の交渉経緯、本公開買付価格の当社の市場株価に対するプレミアムの水準、上記「①　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書には不合理な点は認められないこと、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の手続において当社の株主及び新株予約権者に対しては、本公開買付価格と同額の金銭が交付されることが予定されていること、その他、本取引と同種の公開買付け及びその後の非公開化手続と比較して買付条件及び取得条件に不合理な点は認められず、少数株主にとって不利益となる条件も付されていないこと、(ⅲ)本「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成27年５月12日付で、当社は、上記１名の社外取締役及び２名の社外監査役から連名で、(ⅰ)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、(ⅱ)本取引により株主及び新株予約権者に交付される対価は公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、(ⅲ)本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、(ⅳ)(ⅰ)乃至(ⅲ)その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見書を入手いたしました。

⑤　当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成27年５月12日開催の取締役会において、レコフから取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、(ⅰ)当社グループの強みである販売・営業領域と公開買付者グループの強みである事務系領域の補完により、顧客企業に対するソリューション力の向上が期待できること、(ⅱ)公開買付者が有する派遣労働者採用に係る募集ノウハウ、人材集客力及び教育・研修体制を活用することで、当社グループの派遣労働者の採用安定化と顧客企業に対するマッチング力の向上が期待できること、及び(ⅲ)公開買付者グループの事業規模の中でスケールメリットを追求することができることに加え、公開買付者グループが有する経営管理ノウハウを取り入れ、人材の交流を図ることで、当社グループの一層の経営効率向上が期待できることから、本取引が当社グループの企業価値向上に資する取組みであると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(ⅰ)上記「①　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているレコフによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、類似会社比較法及びＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ⅱ)本公開買付価格504円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年５月11日の当社株式の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における終値339円に対して48.67%、平成27年５月11日までの直近１ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近３ヶ月の終値単純平均値332円に対して51.81%、平成27年５月11日までの直近６ヶ月の終値単純平均値326円に対して54.60%のプレミアムを加えた金額であり、合理的範囲であると考えられること、(ⅲ)本「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、当社の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である山室正之氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社の取締役６名のうち、上記１名を除く５名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しました。また、当該取締役会には当社の監査役３名(常勤監査役１名、社外監査役２名)全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを意図しているとのことです。

また、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、本完全子会社化手続を企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、当社の株主(当社及び公開買付者を除きます。)の全員に対し、その有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権の新株予約権者(当社及び公開買付者を除きます。)の全員に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。)する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式１株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主(当社及び公開買付者を除きます。)に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、第１回新株予約権又は第２回新株予約権各１個当たりの対価として、本公開買付けにおける第１回新株予約権又は第２回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を本新株予約権の新株予約権者(当社及び公開買付者を除きます。)に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主及び本新株予約権の新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①当社の株主(当社及び公開買付者を除きます。)の全員が所有する当社株式の全部及び②本新株予約権の新株予約権者(当社及び公開買付者を除きます。)の全員が所有する本新株予約権の全部を取得することになります。当該各株主又は当該各新株予約権者の所有していた当社株式又は本新株予約権の対価として、公開買付者は、①当該各株主に対し、当社株式１株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、②当該各新株予約権者に対し、第１回新株予約権又は第２回新株予約権各１個当たり本公開買付けにおける第１回新株予約権又は第２回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、当社は、公開買付者よりかかる株式等売渡請求がなされた場合には、当社の取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当社株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主(当社及び公開買付者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本書提出日時点において未定ですが、公開買付者が当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(当社及び公開買付者を除きます。)の皆様の所有する当社株式の数が１株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の８その他関係法令の定めに従って、株主及び新株予約権者は、その有する当社株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に１に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４その他の関係法令の定めに従い、当社の株主の皆様は、当社に対し、自己の所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主(当社及び公開買付者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。また、本公開買付けに応募されなかった当社の新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける第１回新株予約権又は第２回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社株式及び本新株予約権(株式併合については当社株式)の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ないとのことです。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けが成立し、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことですので、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の代表取締役社長であり筆頭株主の山室正之氏(2,819,800株、株式所有割合25.88%)、山室かおる氏(525,200株、株式所有割合4.82%)、及びワイ・リンク(2,716,000株、株式所有割合24.92%)との間で、平成27年５月12日付で本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、応募予定株主は、所有する当社株式の全て(合計6,060,900株(山室正之氏が公開買付期間中に、本公開買付けによらずに公開買付者に譲渡する予定の当社株式100株を除いております。)、株式所有割合55.62%)について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件は、定められていないとのことです。

また、山室正之氏は、第２回新株予約権385個(目的となる株式の数38,500株、株式所有割合0.35%)を所有しておりますが、その全てを権利行使したうえで普通株式として本公開買付けに応募する旨を本応募契約の中で合意しているとのことです。

４ 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
山室正之	代表取締役社長	―	2,819,800	28,198
荒木聰	取締役	管理本部長 兼総務人事部長	16,356	163
藤井一夫	取締役	―	108,956	1,089
木徳貴志	取締役	―	14,756	147
中山大志	取締役	―	1,897	18
馬田啓一	取締役	―	―	―
下村隆夫	監査役	―	35,496	354
杉山浩	監査役	―	17,381	173
三木敬裕	監査役	―	233	2
計	―	―	3,014,875	30,144

（注１） 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。
（注２） 所有株式数には当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)を含めております。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
山室正之	代表取締役社長	―	385	38,500	385
荒木聰	取締役	管理本部長 兼総務人事部長	―	―	―
藤井一夫	取締役	―	78	7,800	78
木徳貴志	取締役	―	―	―	―
中山大志	取締役	―	―	―	―
馬田啓一	取締役	―	―	―	―
下村隆夫	監査役	―	―	―	―
杉山浩	監査役	―	―	―	―
三木敬裕	監査役	―	―	―	―
計	―	―	463	46,300	463

（注１） 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、本書提出日現在のものです。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。